

自由同和

大阪版

- 運動スローガン
1. 自由な論議の場を!
 2. 行政の主体性の確立
 3. エセ同和行為の排除

No. 446

2024年(令和6年)4月25日発行

■発行所 自由同和大阪府本部事務局
堺市堺区大町東3丁2-28 永木ビル4F 北号室
電話(072)224-1111
■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

2024(令和6)年度大阪府同和問題 関連部局との要望書協議



令和6年3月18日(月)午後1時30分より大阪府公館大サロンに於いて、令和6年度大阪府との同和問題に係る関連部局との要望書協議が開催されました。畑中会長の挨拶、大阪府を代表して人権擁護課山野参事より挨拶がありました。その後質疑に移り「中小・零細企業の多数はコロナ禍以降、売上げの減少状態がまだ続いています。また、融資の返済・人手不足・賃金や物価の上昇・インボイス制度等による影響で先の見えない状況です。会員の中には、どうにか融資の通常返済をできている方もいらっしゃると思いますが、できない方も多くいらっしゃいます。一般的には、どのような状況になっていますでしょうか。保証協会のご利用者で、条件変更・代理弁済等をされている割合が、どのくらいなのかを教えてください。大阪府として、中小・零細企業へのバックアップ(再チャレンジ・保証人無し融資等)がありましたら、教えてください」。「府営住宅の活用という話がありますが、「棟貸しはされているのか」「福祉機関の中には民間事業者が運営する放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業、障がい児相談支援事業所などもあり、当該児童が利用している福祉サービスがある場合もあると思われるが、必要の際はこれら民間事業者とも連携をどうするのでしょうか。現状、「教育と福祉との連携」と言っても連携を図るのは市町村担当課、学校等公的機関のみでの民間事業者を巻き込んでの連携が十分に行われていないように思われます。また教育分野の職員へ、制度としてどのような福祉サービスがあるのか等を学ぶ研修は行われているのか併せて明らかにされたい」「大阪府職員人権研修において、人権問題の中の同和問題に関して具体的に年何回くらい開催されているのか教えてください」「道徳の時間で同和問題に関して、部落差別に関する問題を解消するために学校教育に於いて、部落や部落差別という言葉の意味などを児童・生徒が理解するための教えはどうされているのか」など活発な意見交換がされました。あらゆる人権問題の解決のための施策が実施されるよう要望し、あらゆる差別撤廃に向けて努力することを確認し終了しました。

吉村洋文知事の決意表明

皆様には、日頃から大阪府政の各般にわたり、格別の御支援・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。また、貴本部におかれては、同和問題はもとより様々な人権問題の解決に向け、積極的に取り組まれていることに対し、深く敬意を表します。

大阪府においては、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪府人権施策推進基本方針」に基づき、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策に取り組むとともに、昭和60年(1985年)に公布・施行した「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」や、平成20(2008)年の大阪府同和問題解決推進審議会提言、平成28(2016)年12月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)の趣旨等を踏まえ、府民の信頼と理解をいただきながら、同和問題の解決に向け、取り組みを進めているところです。

また、国際都市としてふさわしい人権をめぐむ環境の整備を図るため、令和元(2019)年10月、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を一部改正するとともに、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」及び「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を制定しました。

さらに令和3(2021)年度に、新たな人権課題や個別の人権に係る法律や条例の施行を踏まえ、「大阪府人権施策推進基本方針」を変更し、性的指向、性自認の課題を追記するとともに、インターネット上の人権侵害事象への対応の必要性などを明記しました。

令和4年4月に施行した「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」については、昨年度開催した「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」の取りまとめを踏まえ、昨年10月に条例の一部改正を行い、不当な差別的言動にかかる情報についてプロバイダ事業者等への削除要請等や、発信者への説示・助言を行う根拠のほか、事業者の責務等の規定を追加しました。さらに、11月にはインターネット上の誹謗中傷やトラブルに関する相談窓口「ネットハーモニー」を開設し、相談者に対して、必要な助言や情報提供を行っています。

また、外国人数の増加や国籍の多様化など、府内で暮らす外国人の状況が大きく変化していることを踏まえるとともに、大阪・関西万博及びその後の未来社会を見据え、平成14(2002)年に策定した「大阪府在日外国人施策に関する指針」を昨年3月に改正し、全庁をあげて取り組みを推進しています。

今後とも、「すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現」をめざして取り組んでまいります。

2024(令和6)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書回答

2-(1)

基本要件

「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、新たな施策は講じられるのか。

府民文化部人権局人権擁護課
大阪府では、同和問題の解決に向け、これまでから人権意識の高揚を図り、人権擁護を進めるための「大阪府人権施策推進基本方針」や、人権意識の高揚のための取り組みを具体化する「大阪府人権教育推進計画」に基づき、「総合相談事業交付金」や「人権相談・啓発等事業」の実施など相談体制の充実や教育・啓発に取り組んできました。今後とも、部落差別解消推進法の趣旨を踏まえ、必要な工夫や改善を行いながら、同和問題の解決に向けて取り組んでまいります。

2-(2)

「大阪府同和問題解決推進審議会」のより一層の充実を図りたい。

府民文化部人権局人権擁護課
大阪府同和問題解決推進審議会は、平成13(2001)年の大阪府同和对策審議会答申で示された同和問題の解決のための重要事項について調査審議する知事の附属機関として、大阪府同和对策審議会を改組し、平成14(2002)年度に設置したものです。

直近では、令和3(2021)年度に開催し、今後の同和問題に関する取り組みについて、様々な御意見をいただきました。

今後とも、大阪府同和問題解決推進審議会の御意見を踏まえ、効果的な取り組みの推進に努めてまいります。

2-(3)

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。

府民文化部人権局人権擁護課
簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律の制定については、今後の人権擁護施策を総合的に推進し、人権が尊重される豊かな社会の実現を目指していくうえで大変重要なものであると認識しています。このような観点から、大阪府市長会・大阪府町村長会・大阪府の三者、都府県や政令市が参画している「全国人権同和行政促進協議会」の要望により、様々な人権侵害による被害者を救済するための実効性のある法制度を早期に確立するよう、国に求めてきたところです。

引き続き、人権侵害の救済に関する法制度が早期に確立されるよう、国に要望してまいります。

2-(4)

令和4年度に発生し、大阪府・大阪府教育庁が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権擁護課 教育庁人権教育企画課
令和4(2022)年度に大阪府が市町村から報告を受けた等の同和問題に関する差別事象は延べ26

件(大阪府教育庁・大阪市・堺市分を除く。)であり、内訳は、インターネットが11件、発言が5件、電話が4件、落書きが3件、投書が3件です。

令和4(2022)年度に生じし、大阪府教育庁が把握した同和問題に関する差別事象は4件(大阪府教育委員会・堺市教育委員会分を除く。)です。その4件とも、公立学校であり、内訳は、中学校が2件、高等学校が2件で、内容は発言が4件です。

2-(5)

「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が本年10月に改正されたが、インターネット上の人権侵害の対処についてはどのような対策を講じられるのか詳細を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権擁護課
大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例附則を受けて設置した有識者会議の意見を踏まえ、インターネット上の不当な差別的言動に対する削除要請等の拡充等の施策を実施するに当たって、その根拠を明確にするため、必要な規定を条例に追加しました。

同じく有識者会議の意見を踏まえ、11月に設置した「大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口『ネットハーモニー』」においては、被害者が削除要請を行う場合に必要となる手続きの助言に加え、誹謗中傷の発信者情報の開示請求や損害賠償請求に関する無料の弁護士相談、さらに精神保健福祉士等による心理的ケアなど、被害者にしっかりと寄り添いながら、継続的な支援を行ってまいります。

また、府民一人ひとりのインターネット・リテラシーの向上や人権意識の高揚を図るための教育・啓発を推進することが重要と認識し、リーフレットの配架やポスター等の掲出をはじめ、ターゲティング広告やデジタルサイネージを活用した啓発を実施しています。そのほか、今年度作成した研修用教材を活用し、経済団体等とも連携を図りながら、年代や立場等が様々な府民への啓発に向けて取り組んでいるところです。

今後、人権施策推進審議会の意見も伺いながら、引き続き実効性のある取り組みについて検討してまいります。

2-(6)

人権教育・啓発の推進体制、特に府民に対する令和4年度の人権相談の窓口の状況を明らかにされたい。また、その充実にも努められたい。

府民文化部人権局人権企画課・人権擁護課
人権教育・啓発の推進には、その推進体制の整備が重要であると考えており、大阪府においては、全庁的な推進組織として「大阪府人権施策推進本部」を設置するとともに、各部局に配置している人権局兼務・併任職員を通じて人権教育・啓発施策の実施状況の人権白書として毎年度取りまとめるとともに、緊密な連絡調整を図りながら、人権教育・啓発を総合的・効果的に推進しているところです。

今後とも、各部局等と連携しながら、人権教育・啓発の取り組みを推進してまいります。人権相談窓口については、総合相談事業交付金を活用して、住民に身近な市町村において住民ニー

ズに対応した創意工夫を凝らした相談事業が実施されるよう支援しており、平成28(2016)年度から、政令市も交付対象としたところです。

また、人権相談・啓発等事業では、府民向け相談窓口を開設するとともに、市町村の人権相談窓口で対応が困難な相談事案の支援や、市町村の人権相談員等の養成に努めています。

加えて、人権相談に関わる行政機関、公益団体、NPO等の協力を得て、人権相談機関ネットワークを構築し、迅速かつ適切な相談対応ができる環境の整備に努めています。

なお、令和4(2022)年度の総合相談事業における市町村(政令市を含む)の相談件数は延べ38,381件で、うち人権相談は7,091件、人権相談・啓発等事業における相談件数は延べ3,785件となっています。

今後とも、市町村等と連携しながら、人権相談機能の充実に努めてまいります。

2-(7)

職員及び教職員に対する人権研修の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。

府民文化部人権局人権企画課 教育庁教育振興室高等学校課

人権教育・啓発を効果的に推進する上で、それに関わる人材の養成は非常に重要な課題であると認識しており、特に府職員をはじめとする公務員については、人権尊重の社会づくりに深く関わる立場にあることから、常に人権尊重の意識や態度をもって職務の遂行に臨むことが求められているものと考えています。

職員に対する人権研修については、庁内の階層別センター研修や部局研修の中で、同和問題をはじめとする様々な人権研修を実施しており、さらに、具体的な事例に即して人権問題を学ぶことができる「参加・体験型人権教育教材」を整備する等、より体系的・実践的な人権研修が実施できるよう努めているところです。

今後とも、人権教育・啓発に関わる人材養成・職員研修に取り組んでまいります。

教職員に対する人権研修については、大阪府教育センターにおいて、初任者研修をはじめ、人権に関するさまざまな研修を実施しており、人権問題への理解を深めるとともに、教職員自らが主体的に学習を深められるよう、研修方法・内容の充実に図っております。

2-(8)

「大阪府人権教育推進計画」が昨年9月に改定されたが取り組み状況を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権企画課

大阪府では、大阪府人権施策推進基本方針に掲げる基本方向の一つである「人権意識の高揚を図るための施策」を総合的に推進するため、平成17(2005)年3月に大阪府人権教育推進計画を策定しました。

その後、平成27(2015)年3月及び令和4(2022)年9月に改定を行い、人権研修の推進や人権教育を担う人材の養成、府民の自主的・主体的な取組を促す参加・体験型学習教材の開発・作成、情報の提供等に取り組んでいるところです。

今後とも本計画に基づき、より効果的な施策の推進に努めてまいります。

2-(9)

「部落差別の解消の推進に関する法律」の第6条調査結果が令和2年6月法務省により公表されたが、4項目の実態調査での国民意識調査でも「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との設問に、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37.6%と一番多かったことは考慮されたい。

今後は、同和問題解決のためマイナス面である差別を強調するのではなく、解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の、大阪府及び大阪府教育庁が行っている啓発事業や人権教育を推進されたい。

府民文化部人権局人権企画課・人権擁護課

教育庁教育振興室高等学校課・市町村教育室小中学校課

大阪府では、同和問題をはじめ様々な人権問題についての啓発を推進することを目的に、人権白書「ゆまにてなにわ」を毎年度作成しています。

「ゆまにてなにわ」は、市町村等の行政機関をはじめ、学校や関係団体等にも広く配布し、人権研修の場等で啓発用資料として活用されています。また、街頭啓発や各種イベントでの配布に加えて、人権局のホームページにも掲載し、府民に対する周知及び啓発に努めています。

また、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」について、パンフレットの配付を行うとともに、ホームページによる広報や条例啓発動画の配信など、条例の周知・啓発に努めています。

さらに、毎年10月を条例啓発推進月間と位置付け、広報誌での情報提供や公共施設・府内主要駅等での啓発ポスターの掲出、デジタルサイネージを活用した啓発映像の放映など重点的に啓発に取り組んでいます。

今後とも、法務省の「部落差別の実態に係る調査結果報告書」や「人権問題に関する府民意識調査」の結果も踏まえながら、関係部局や市町村、関係団体等と連携し、効果的な啓発活動の実施に努めてまいります。

府立学校については、部落差別解消推進法を踏まえ、差別の解消に向けて、同和教育をはじめとする人権教育の現状と課題について理解を深めるとともに、差別をなくす上での学校の役割、同和問題に関する人権学習の在り方についての認識を深め、人権が尊重された学校づくりについて考えることを目的に「府立学校人権教育研修A」を実施しています。この研修では具体的な実践例や教材の提示を行うことで、各校で行う同和問題解決のための取組みの推進を図っています。

同和問題に関する人権課題については、府域すべての市町村立小中学校等において、年間指導計画に位置付けられており、小学校では高学年で、中学校では2年・3年で取り組んでいる学校が多くなっています。

内容については、小学校低学年で「うさや偏見等、同和問題の解決につながる学習」、小学校中学年で「仕事に対する誇りや働く人の思い、職業への偏見のおかしさについて学ぶ学習」、小学校高学年で「差別をなくすために取り組んできた人々の生き方に共感的に理解できる学習」、中学校で「統一応募用紙や違反質問等、就職差別の解決につながる学習」等、発達段階に応じたものです。

この中で児童生徒は、自身の将来における自己実現や自らが主体的に参画していくことにより社会がよりよくなっていくことへの展望を感じ取っています。

今後、教職員が、同和問題を自己の課題としてとらえるため、市町村や学校の研修において、当事者との出会いやフィールドワークを行うよう指導するとともに、充実に努めてまいります。

2-(10)

安定就労に向けた雇用対策及び就職差別防止のための取り組みを明らかにされたい。

商工労働部雇用推進室就業促進課・労働環境課

大阪府では、同和問題をはじめ様々な課題を有する就職困難者の自立を図り、不安定な就労状態をはじめとする課題の解決に向けた施策を進めるという認識に立ち、市町村における就労支援事業へのバックアップ支援を行うなど、雇用・就労が困難な状況に置かれている就職困難者に対する雇用施策を推進しています。

今後とも、国や市町村と連携しながら、雇用施策の効果的な推進に努めてまいります。

就職差別の解消及び公正採用選考制度確立に向けた施策については、大阪労働局との共管事務である公正採用選考人権啓発推進員制度を軸として、「推進員」を対象とした「新任・基礎研修」をほぼ毎月実施しているほか、就職差別撤廃月間(毎年6月)における啓発や、「採用と人権」をはじめとする啓

発冊子等の配布により、企業に対して公正採用選考ルールの周知等を行っています。

また、大学等における公正採用選考に反する問題事象を把握・集約するとともに大阪労働局とも連携しながら、当該企業に対して改善を求めるなどの取り組みも行っているところです。

今後とも、関係機関とも連携を図りながら公正採用選考ルールの周知等に努めてまいります。

2-(11)

人権センターなどの旧同和地区内施設が、府民に開かれたコミュニティースペースとして活用されるための方向性や取り組みについて明らかにされたい。

福祉部地域福祉推進室地域福祉課 子ども家庭局子ども青少年課

隣保館(市町の人権文化センター等)は、平成13(2001)年の大阪府同和对策審議会答申において「地域から人権尊重の『コミュニティづくり』を進めるための拠点として、一層重要な役割が期待される」とされ、国においては、平成14(2002)年4月に施行された「隣保館設置運営要綱」において「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の相談や人権課題解決のための事業を行う」こととされております。

大阪府では、隣保館は「地域共生社会」の実現に向けても重要な役割を果たす機関であると考えており、隣保館に求められる役割について、これまでも大阪府開催の隣保館職員研修会や市町村地域福祉担当課長会議(令和5(2023)年9月25日開催)など様々な機会を通じて周知してきたところです。

今後とも隣保館の運営・事業内容を把握するとともに、地域社会の中で、開かれたコミュニティーセンターとして、幅広く住民等に活用されるよう、市町に対して必要な指導、助言に努めてまいります。

各市町の青少年会館等については平成13(2001)年の大阪府同和对策審議会答申において、「今後とも地域住民の自立を支援する拠点として活用するとともに、『コミュニティづくり』の観点から、同和地区内外住民の交流をより一層促進すべきである。」とされております。また、平成20(2008)年の大阪府同和問題解決推進審議会ですとめた「大阪府における今後の同和問題解決に向けた取組みについて」においても、これらの施設を活用したコミュニティづくり等の取組みについて提言されているところです。

大阪府としては、平成22(2010)年4月施行の子ども・若者育成支援推進法の趣旨や、平成27(2015)年4月施行の、ひきこもりやニート等を含めた生活困窮者の自立の促進を図る生活困窮者自立支援法を踏まえ、市町、NPO等、関係機関による地域の支援ネットワークにおいて、青少年会館等が地域における青少年支援の拠点施設としてその機能を発揮していけるよう、市町等に対して必要な助言に努めてまいります。

2-(12)

校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。

教育庁市町村教育室小中学校課・教育振興室高等学校課

「平成18(2006)年度大阪府学力等実態調査」の結果、対象地域に居住する児童生徒の正答率は大阪府全体の平均を下回っていること、無解答率は大阪府全体の平均を上回っていること、また、家庭学習習慣や生活習慣の定着に課題があることなどが明らかになっております。

これらの課題を解決するために、大阪府教育庁は、一般施策として平成20(2008)年度からは「少人数・習熟度別指導」の充実に取り組んでおります。あわせて、放課後等の学習の場を広げる「おおさか・まなび舎事業」、授業改善を支援する「学習指導ツール開発実践事業」、学力向上に積極的に取り組む市町村や学校を支援する「市町村支援プロジェクト事業」等に取り組んでまいりました。

平成22(2010)年度から3年間、全校的な組織体制を確立し、積極的に取組む中学校に対して所要人員を配置する学力向上プロジェクト支援事業を実施し、加えて、平成23(2011)年度から2年間は、特に課題の大きな小・中学校に対し、大阪府教育庁と市町村教育委員会とが連携して直接支援活動を行う「学力向上重点校支援プロジェクト事業」を実施してきました。

平成25(2013)年度からは、学校全体で組織的に取り組む中学校に必要な人材を配置し、市町村教育委員会との連携のもと支援を行う「スクール・エンパワーメント推進事業」を実施し、平成29(2017)年度からは、事業対象を小学校にも拡大しています。市町村が事業実施後の成果を域内に広げるとともに、大阪府教育庁として各学校の優れた事例を収集しフォーラム等で周知を行っているところです。

生徒の進路状況については、平成25(2013)年2月に「大阪府同和問題解決推進審議会」に報告した平成23(2011)年度実施の「行政データを活用した実態把握」によりますと、大阪市を除く市町立中学校卒業者の高校進学率は、対象地域では96.5%、市町全体では97.5%となっており、市町全体と比べると1.0ポイント低くなっております。大阪府立高等学校卒業者の大学進学率(大学+短大)については、対象地域では29.0%で、大阪府全体では52.4%となっており、大阪府全体と比べると23.4ポイント低くなっております。

大阪府教育庁としては、課題のある生徒に対して、学校が進路保障の観点からきめ細かな進路指導を行えるよう市町村教育委員会への情報提供及び支援に努めてまいりたいと考えております。

2-(13)

同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための取り組みを明らかにされたい。

府民文化部人権局人権擁護課

同和問題を口実に不当な要求、不法行為等を行うエセ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付ける要因となっており、同和問題解決のためには早急に排除しなければならない重要な課題であると認識しています。

国においては、法務省において、啓発ビデオや冊子の制作、対応の手引の作成等の取り組みがなされているところです。

大阪府としても、大阪法務局が事務局となっている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に参画する等、情報の収集及び迅速な提供に努めているところであり、今後とも、府民の同和問題に対する理解と認識を深め、えせ同和行為を許さないという意識の醸成を図るため、えせ同和行為の排除に努めてまいります。

2-(14)

同和問題の早期解決のための総合調整機能を有する機関等の設置状況を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権擁護課

平成13(2001)年の大阪府同和对策審議会答申では「同和問題解決のための施策の推進にあたっては、各部局の有機的連携のもと、全庁的な取り組みが必要」と示されており、大阪府では、これまでから、総合調整機能を有する組織として人権局及び人権教育企画課を設置するとともに、各部局に人権局兼務・併任職員を配置してきました。

今後とも、兼務職員制度を活用し総合調整機能を発揮できるよう努めてまいります。

2-(15)

同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権擁護課

平成20(2008)年大阪府同和問題解決推進審議会提言では、「府民の信頼と理解のもとで、同和問題解決に向けた実効ある取り組みを推進していく必要がある」と示されています。また、部落差別解消推進法第3条第2項においても、地方公共団体の責務として、「地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」と定められているところです。

厳しい財政状況の下ではありますが、今後とも大阪府同和問題解決推進審議会の御意見なども踏まえながら、同和問題の解決のための効果的な取り組みの推進に努めてまいります。